



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武  
(コード番号：3672 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員 竜石堂 潤一  
財務・経理部長  
(Tel. 03-4577-6701)

**(開示事項の変更) 第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金の支出予定時期の変更に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 4 月 25 日付「XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司)との資本業務提携及び第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」(以下「本件発行プレスリリース」といいます。)にて開示いたしました、株式会社オルトプラス第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)に係る調達資金の支出予定時期を、以下のとおり変更(以下「本件変更」といいます。)いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の詳細につきましては、本件発行プレスリリースをご参照ください。

1. 本件変更の経緯

本件発行プレスリリースにてお知らせしましたとおり、当社は、平成 28 年 5 月 11 日付で、第三者割当の方法による XPEC Entertainment Inc. (以下「XPEC 社」といいます。)に対する本新株予約権付社債の発行を行い、これにより 8 億 55 百万円の資金を調達致しました(平成 28 年 5 月 11 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。)

当社は、本件発行プレスリリース記載のとおり、本新株予約権付社債の発行による差引手取概算額 8 億 32 百万円のうち 6 億 46 百万円については、平成 28 年 5 月に、XPEC 社との関係強化のため、XPEC 社の既存株主である Eminent Global Limited (以下「EGL 社」といいます。)から XPEC 社株式を取得する(以下「本株式譲渡取引」といいます。)ための資金(以下「本件取得資金」といいます。)に充当することを予定しておりました。

本件発行プレスリリースを公表した平成 28 年 4 月 25 日時点では、本株式譲渡取引は、同日に当社が EGL 社との間で締結した株式譲渡契約に基づき、本新株予約権付社債に係る払込期日(平成 28 年 5 月 11 日)から 2 週間以内(以下「当初予定期間」といいます。)に実施される予定でしたが、本件発行プレスリリースの公表以降の台湾 GTSM 市場における XPEC 社株式の取引高は、当該開示時点の見込みを下回って推移致しました。本株式譲渡取引により当社が EGL 社より取得する予定の XPEC 社の株式の譲渡については、台湾法に基づき、台湾 GTSM 市場における XPEC 社株式の取引高に応じて 1 回の取引で譲渡できる株式数に制約があることから、本株式譲渡取引により取得を予定していた全株式を、当初予定期間において 1 回の取引で譲渡することができないことが判明いたしました。

そこで、当社は、EGL 社と協議の上、かかる台湾法上の制約への抵触を避けるため、当該制限に抵触しない数の XPEC 社株式を、当初予定期間内である平成 28 年 5 月 16 日に取得し、残りの株式数については、上記の台湾法上の制約が解除される平成 28 年 8 月以降平成 28 年 9 月までに取得することといたしました。

これに伴い、本新株予約権付社債の発行による差引手取概算額 8 億 32 百万円のうち 6 億 46 百万円については、

当初の予定通り、全額を XPEC 社との関係強化のための XPEC 社株式の取得資金に充当致しますが、その支出予定時期につき、下記 2 に記載のとおり変更することといたしました。

## 2. 本件変更の内容

(変更前)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用（人件費、外注費、サーバー費、広告宣伝費等。海外展開を行う場合のこれらの費用を含みます。）への充当	186	平成 28 年 5 月～ 平成 29 年 4 月
当社が XPEC 社との関係強化のため、EGL 社より取得する XPEC 社株式 1,643,546 株（注）（XPEC 社の発行済株式総数及び議決権総数の約 1.1%）の取得資金	646	<u>平成 28 年 5 月</u>

(変更後)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用（人件費、外注費、サーバー費、広告宣伝費等。海外展開を行う場合のこれらの費用を含みます。）への充当	186	平成 28 年 5 月～ 平成 29 年 4 月
当社が XPEC 社との関係強化のため、EGL 社より取得する XPEC 社株式 1,643,546 株（注）（XPEC 社の発行済株式総数及び議決権総数の約 1.1%）の取得資金	646	<u>平成 28 年 5 月</u> (左記金額のうち 499 百万円)
		<u>平成 28 年 9 月まで</u> (左記金額のうち 147 百万円)

(下線は変更箇所)

(注) 当社が取得する XPEC 社株式の数は、XPEC 社株式の取得に充当する上記手取金の額（646 百万円）を払込期日（平成 28 年 5 月 11 日）現在の外国為替換算レートで台湾ドルに換算した額から為替手数料等相当額を控除した金額を、本株式譲渡取引における XPEC 社株式の 1 株あたりの取得対価である 114.0 台湾ドルで除した数であり、上記取得予定株式数は、外国為替換算レートを 1 台湾ドル＝3.42 円と仮定し、一定の為替手数料等の見込額を控除して算出した見込数です。

## 3. 今後の見通し

上記 1 及び 2 に記載のとおり、本新株予約権付社債の発行による調達資金のうちの本件取得資金に充当する 6 億 46 百万円のうち 147 百万円については、その支出予定時期が平成 28 年 9 月までに変更されますが、本株式譲渡取引における XPEC 社株式の 1 株あたりの取得対価及び本件取得資金の総額に変更はなく、本件変更による当社の平成 28 年 9 月期の業績への影響もありません。

以 上